

令和2年1月9日

第21回「総理主催桜を見る会追及本部」

一、招待者の連続参加について

二、2013~17年名簿廃棄簿の不記載について

三、内閣府、業者との入札前打合せについて

四、宿題返し

2020年1月9日（木）

第21回 総理主催「桜を見る会」追及本部
省庁出席者

■内閣府

大臣官房総務課長
大臣官房公文書管理課長

酒田 元洋
富永 健嗣

■内閣官房

内閣総務官室内閣参事官

中井 亨

■内閣法制局

第一部参事官

馬渡 直史

■消費者庁

総務課長
取引対策課長

日下部 英紀
篠路 健

※内閣府に人事課長・大臣官房情報化推進室長の出席を要求しましたが、拒否されました。

<安倍政権下で「桜を見る会」の政治家招待者が年々増えた理由について>

菅義偉官房長官記者会見（2020年1月8日）<抜粋>

(前略)

記者

桜を見る会の招待者の増加について伺います。例年1万人ほどだった招待者は、安倍政権下で年々増加し、2019年は1万5000人まで膨張しました。特に首相枠や自民党枠など政治家推薦に絡む招待客の増加は顕著で、国立公文書館の05年の資料に基づくと、19年までの14年間で政府枠、約5000人増えています。安倍首相、昨年11月15日に、「年数が経るごとに新たな人数が増えていったということではないか」と述べておりますけども、改めて、なぜ、これほど政治家枠が増えたと分析されていますか。

官房長官

総理が、今おっしゃったということでありますけれども、おっしゃるとおり、おっしゃられたとおりに、政権が長くなる中でですね、年数を経るごとにだんだん人数が増えていったということだというふうに思います。

記者

関連で。今の総理の年数が経るごとに新たな人数が増えたという発言は、つまり、政治家枠に関して、毎年、同じ人を呼んだ上で、さらに新しい人も年々追加されるので、長期政権の間に増えてしまったという、そういう意味合いなんでしょうか。

官房長官

内閣官房、内閣府からは、同じ人を連続して推薦しないよう要請しているところであります
が、過去に招待した方をお呼びしないのは難しいという場合もあったのではないか、こうい
うふうに思います。

(中略)

記者

関連で。すいません。先ほどの桜を見る会の関係なんですけれども、報道ではですね、政治家推薦枠の招待者の声として、一度招待された後は、そのまま、何も確認のないまま連続で招待され続けていたとの証言もありますけれども、こうした証言についてはどのように。

官房長官

そこはないと思います。

(後略)

<内閣府に招待者名簿の廃棄記録なし>

菅義偉官房長官記者会見（2020年1月7日）<抜粋>

(前略)

記者

桜を見る会について伺います。一部報道によると、2017年度まで5年間、招待者名簿などの廃棄記録を内閣府が残していなかったとのことです。公文書管理ガイドラインに違反していたことになりますが、この事実関係と、なぜこうしたずさんな管理が行われていたか教えてください。

官房長官

詳細については内閣府にお尋ねいただきたいと思いますけれども、内閣府からはご指摘の招待者名簿については廃棄簿に記載がなく、当時の担当者から聞き取りを行ったが、記憶が鮮明でなく、経緯についてわからない、このようなことありました。

記者

関連で、これまでの政府の答弁では、過去の招待者名簿などは廃棄したと述べてきましたけれども、これはどうやって確認していたんでしょうか。廃棄して存在しないとは言い切れないのではないかでしょうか。

官房長官

まず、詳細は、これについても内閣府にお尋ねいただきたいと思いますが、書類を管理してたのは内閣官房人事課に限られていたと、このように聞いています。そのメンバーに聞いて廃棄しているということであるということありますので、その上で過去の廃棄簿については記載ミスがあったので、今後徹底するということが大事だと思います。

記者

すいません。関連で、過去の招待者名簿なんですけれども、これ、存在する可能性があるとすれば、改めて存在するかしないか調査すべきだと思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

官房長官

今申し上げましたけど、内閣府大臣官房人事課に限られていたと、こういうふうに聞いておりですね、そのメンバーに聞いたところ廃棄しているというのであれば、ないことだと、こういうふうに思ってます。

記者

関連です。今の点確認させてもらいたいんですけども、残すべき記録を残していなかったということなんでしょうか。要はガイドラインに違反しているという、そういった認識なんでしょうか。

官房長官

今申し上げましたようにですね、残すべきものが残されてなかっただることは、これは事実だというふうに思います。

(後略)

「桜を見る会」開催要領

平成 22 年 2 月 23 日 (火)
内閣官房
内閣府

- 1 期日 平成 22 年 4 月 17 日 (土)
- 2 場所 新宿御苑
- 3 主催 内閣総理大臣
- 4 方法 招待者は、当日午前 8 時 30 分から午前 10 時 30 分までの間、隨時入苑参観する。
この間、来会者のために、茶菓の接待をする。
(なお、当日の新宿御苑は、招待者以外の方については午前 10 時 30 分から開苑する。)
- 5 招待範囲 皇族、元皇族
各国大公使等
衆・参両院議長及び副議長
最高裁判所長官
国務大臣
副大臣及び大臣政務官
国會議員
認証官
事務次官等及び局長等の一部
都道府県の知事及び議会の議長等の一部
その他各界の代表者
- 計 約 1 万人
- 6 服装 平服
- 7 雨天の際の措置 雨天の際の措置は、次のとおりとし、内閣官房長官が決定する。
(1) 豪雨のときは、中止する。
なお、豪雨中止の場合も、当日午前 10 時 30 分までは、御苑を招待者のために開放し、茶菓を供する。
(2) 小雨のときは、決行する。

「桜を見る会」の招待について

内閣総理大臣主催の「桜を見る会」につきましては、本年も例年と同様に開催に向けて準備を進めております。

閣議に報告・公表の日程が未定ではありますが、準備の都合により、招待者の推薦名簿のご提出（電子データ）をお願いします。

提出期限 3月5日（金）

（開催時期は4月中旬の土曜（4／17）を予定）

なお、招待者名簿について、情報公開請求により「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいて、氏名など特定の個人を識別することができるものを除き一部を開示した例（平成15年）があり、今後は氏名や役職も含めて名簿全体を公開するということも考えられますので、その旨お含みおき願います。

「桜を見る会」の名簿提出について（お願い）

- 1 名簿は、電子メールで送付する様式（エクセル）により作成の上、電子メールで3月5日（金）までに御提出ください。
(電子メールあて先：yasuo.tominaga@cas.go.jp)
- 2 文字化けがあるので、当該電子情報をアウトプットした紙での名簿（以下、「紙名簿」という。）も御提出ください。
- 3 追加して名簿を提出する場合、追加分のみを電子情報と紙名簿で御提出ください。（間違いが発生しやすいので、名簿の差し替えという形は採らないでください。）
- 4 提出済の名簿を修正又は削除する場合は、既に提出した紙名簿を見え消しにした形で御提出ください。
- 5 招待状の送付先を勤務先とする場合は、送付先住所に会社名・団体名まで記載してください。
- 6 招待状は内閣府で郵送します。（内閣府郵送分と事務局送付分を混在させると、間違いが起き易くなるので避けたいと思います。）
- 7 招待者の推薦に当たっては、次のことに十分ご留意願います。
 - (1) 各省庁には勲章、褒章を受章された者及び省庁の表彰を受賞された者を含め民間人を優先させるとともに、推薦分野も偏らないよう幅広く選考し、更に、原則として同一人が連續して招待を受けることのないよう配慮した推薦を依頼しております、これを踏まえて推薦をお願いします。
 - (2) 国民から疑惑を持たれないよう十分考慮して選考されますようお願いします。

以上

第20回 総理主催「桜を見る会」追及本部ヒアリング 宿題項目

(消費者庁)

1. 衛藤晟一大臣に対して、内部監察をして国会に報告するよう強く求めてください。

(内閣府)

2. 平成25年から5年間の「桜を見る会」の招待者名簿が廃棄簿に記載されていないのはなぜですか。実際に廃棄されているのですか。もし廃棄したのならいつ廃棄したのか、廃棄したことが確認できる文書を提示してご説明下さい。
3. 令和元年10月28日の保存表改正について、文書管理責任者（人事課長）のご出席をお願いします。また、改正を総括文書管理者（大塚官房長）へ報告する際に使用した文書（第20回では酒田課長が見え消しの表との発言）を提出してください。
4. 保存表改正までの経緯について、改正が行われた時間を含めて時系列を明確にし、議論の内容を含めて文書で提出してください。「10月28日午後人事課から総務課にメモで報告があった」とするメモの提出をお願いします。
5. シンクライアントシステム導入に際し作成した提案依頼書（RFP）を提出してください。セキュリティ面での精査に時間がかかる場合、取り急ぎシステム導入時に企業と締結した契約書内の秘密保持契約に関する部分のみ提出してください。また、精査の過程で作られている文書を提出してください。
6. 8週間でバックアップデータが削除されるという根拠等について、CIO補佐官に確認してください。また、大臣官房情報化推進室長（内閣府PJMO責任者）のご出席をお願いします。
7. 平成31年度の招待者名簿の電子データ廃棄について、端末のログ、仕様書別紙12「データバックアップ管理及びログ管理一覧」、仕様書別紙26「サーバ使用状況一覧」を提出してください。
8. データの復元に関する文章を示してください。
9. 招待状の封入作業の請書について、「封入パターンリスト」のa～dの内容が分かるように示してください。
10. 内閣府から安倍事務所へ、前夜祭の明細書を再発行してもらうようにニューオータニに求めるようにお願いしてください。公開前提でないもので結構です。
11. 副長官の推薦枠の内訳を教えてください。
12. 安倍総理の推薦枠1000人について、後援会とそれ以外の内訳を教えてください。
13. 「桜を見る会」の招待者について、決裁を取っていた理由と取らなくなつた理由を当時の担当者に確認してください。また、平成22年以前と平成25年以降の決裁簿を提出してください。人事課の4月前後の部分のみで構いません。

14. 決裁規定を変更したことについての決裁文書を提出してください。さらに誰の指示を受けて変更したかについても教えてください。

15. 入札前の時期に、前年度の飲食・設営の提供業者と打ち合わせをするようになったのはいつからですか。また、この打ち合わせを受けて仕様書が作成されたのはいつごろですか。打ち合わせ時のメモと仕様書を併せてご提出ください。

平成22年 内閣府大臣官房人事課
 決裁文書処理簿（4月13日分）
 ※ 桜を見る会は4月17日開催

第 248 号	人 事 課 庶 務・文 書 係	受 付	月 日	保存期間 年
旅行命令の発令について		起 案	4 月 13 日	宛 先
		決 裁	月 日	発信者
		施 行	月 日	(備考)
		合 議	月 日 ～	
		合 議	月 日 ～	
第 249 号	人 事 課 給 与 係	受 付	月 日	保存期間 年
内閣府事務官 [REDACTED] 他1名 の俸給 発令について		起 案	4 月 13 日	宛 先
		決 裁	月 日	発信者
		施 行	月 日	(備考)
		合 議	月 日 ～	
		合 議	月 日 ～	
第 250 号	人 事 課 記 録・調 査 係	受 付	月 日	保存期間 年
「桜を見る会」の招待者について		起 案	4 月 13 日	宛 先
		決 裁	月 日	発信者
		施 行	月 日	(備考)
		合 議	月 日 ～	
		合 議	月 日 ～	
第 251 号	人 事 課 記 録・調 査 係	受 付	月 日	保存期間 年
人事記録の原本証明について		起 案	4 月 13 日	宛 先
		決 裁	月 日	発信者
		施 行	月 日	(備考)
		合 議	月 日 ～	
		合 議	月 日 ～	
第 252 号	人 事 課 庶 勿・文 書 係	受 付	月 日	保存期間 年
第19回全国小学生作文コンクール「わたくしたちのまちのおまわりさん」に対する内閣総理大臣賞状の交付及び副賞（盾）の名義使用許可について		起 案	4 月 13 日	宛 先
		決 裁	月 日	発信者
		施 行	月 日	(備考)
		合 議	月 日 ～	
		合 議	月 日 ～	

